

平成 28 年度第 2 回国土利用計画審議会 意見の要旨と対応

項目	頁と行	意見の要旨	対応方針
第 3 章 1 (3) 土地利用 転換の適正化	P27	人口が増えていく時代の従来の規制がそのまま継続されている環境の中で、人口減少下において、あるべき姿にしていく時の土地利用規制のあり方、地域のあり方と現状の規制との矛盾を感じる。「土地利用の関連法制等の適切な運用」と、「土地利用転換の適正化」の整合をいかに図っていくかという課題認識を明確にしながら両者を進めていく視点が必要である。 (土地利用のあるべき姿とそれを誘導する土地利用規制との整合が図られているか)	○人口減少社会における土地利用規制のあり方については、時代の変化に合わせて変えていく必要があると認識しておりますので、今後、関係部局とともに検討してまいります。なお、ご意見を踏まえ、総合的な措置「土地利用転換の適正化」及び、「おわりに」に以下のとおり記載します。 <u>「人口減少社会における土地需要の減少や土地利用の多様化など、土地利用をめぐる状況は大きく変化している。社会経済情勢の変化を踏まえ、県土を適切に管理するための方策や土地利用の様態を常に検証し、持続可能な地域を形成していく必要がある。」</u> <u>このため、土地利用の関連法制等の運用に当たっては、土地利用規制が設けられた背景等と時代に合った土地利用のあるべき姿を比較考量し、必要に応じて土地利用規制の見直しを進める。」</u> 土地利用転換に当たっては、 <u>人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等の</u> 土地の持つ適性を十分に踏まえ県土の保全と安全性の確保、環境の保全などへの慎重な配慮の下で、計画的かつ適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図る。」
おわりに	P38		「 (前略) 県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることをかんがみ、後世に美しく豊かな県土を継承していくためには、 <u>人口減少社会における</u> 土地利用や県土管理の手法等について長期的な視点を持ち、社会 <u>経済情勢や</u> 価値観の変化等を踏まえ、現在の土地利用の規制手法等に甘んずることなく新たな知見や仕組みが必要となることが想定される。 このため、国土利用計画のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。」
第 3 章 2 (1) イ「将来に向けた持続的成長を確保する県土利用」	P31	(発生が危惧される南海トラフ、東海地震を考慮すれば) 防災の視点からの土地利用規制は必要である。 空き家はマイナスイメージがあるが、有事の際には、災害復興住宅として有効活用できることに留意する必要がある。	○ご意見を踏まえ、基本方針別の措置「将来に向けた持続的成長を確保する県土利用」に追記します。 「倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除去等の措置を進める。 <u>一方、</u> 利活用可能な空き家については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや、居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設に改修するなどの利活用の促進により、住宅の長寿命化や空き家を含む既存住宅の市場整備を推進する。 <u>また、有事の際には、耐震性が確保されている民間賃貸住宅の空き家について、災害時の借上げ型応急仮設住宅として活用を図る。」</u>
第 3 章 2 (1) ウ憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用	P33	海外の人(観光客)の期待感は、富士山、農地景観、海岸線というよりも、都市の中や東海道のような古い歴史的な街道等である。県内各地を移動してもらおう場合、沿道の土地利用に関しての新しいルールづくりも考えていかなければならないが、インバウンドを増やすための「美しさ」の視点には、「街道」という言葉が出てきてもいいのではないか。	○ご意見を踏まえ、基本方針別の措置「憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」に以下のとおり記載します。 <u>また、旧東海道などの歴史を感じられる街道の連続性に配慮した魅力ある景観の形成や主要幹線道路の沿道等の修景など良好な景観の保全・創出を図る。」</u>